

クイッキー保証委託約款

クイッキー取引規定第 11 条により、カード名義人にカードローン取引による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は、保証先に対してカードローン取引による債務全額の返済を請求することになります。保証先がカード名義人に代ってカードローン取引による債務全額を銀行に返済した場合は、カード名義人は保証先に以下の契約にしたがい返済することになります。

第 1 条(約定返済の遵守)

保証依頼人は、株式会社横浜銀行(以下「銀行」という)から横浜信用保証株式会社(以下「当社」という)の保証を受けて借り入れた借入金(以下「借入金」という)については、返済期日に約定どおりの返済をし、当社にいっさい負担をかけないものとします。

第 2 条(保証委託の範囲および契約の成立)

1. 保証依頼人が当社に保証委託する保証債務の範囲は、保証依頼人がクイッキー取引(以下「カードローン取引」という)により銀行に対し負担する元本・利息・損害金・その他一切の債務の全額とします。
2. 前項の保証は、保証依頼人が銀行とカードローン取引を開始したときに成立するものとします。
3. 第 1 項の保証は、保証依頼人が銀行との間に締結しているクイッキー取引約定書(以下「原契約」という)および保証依頼人が当社と締結するこの約款(以下「本約款」という)の各条項によるものとします。
4. 原契約が更新された場合は、当社に委託する保証も更新後の取引期間まで継続するものとします。

第 3 条(代位弁済)

保証依頼人が銀行に対する借入についての債務の履行を怠り、銀行から当社に保証債務の履行を求められたときは、当社は事前の通知なくして銀行に弁済することができるものとします。

第 4 条(求償の範囲)

当社が銀行に対して保証債務を履行したときは、下記各号に定める金員を当社にただちに支払っていただきます。

- ① 当社が銀行に弁済した借入金の元金・利息・損害金および費用
- ② 当社が弁済のために要した費用
- ③ 当社の保証依頼人に対する権利の行使・債権の保全に要した費用、およびこの契約に関して発生したいっさいの費用(訴訟費用および弁護士費用を含む)
- ④ 前各号により当社が支出した金員に対する年 14.6%の割合による損害金。(年 365 日の日割計算)

第 5 条(事前求償権)

1. 当社は保証依頼人が銀行との間で借入金について期限の利益を失ったときは、当然に保証依頼人に対しあらかじめ求償権を行使できるほか、次の場合は当社の請求によって、保証依頼人に対し、あらかじめ求償権を行使することができるものとします。
 - ① 保証依頼人が本約款に違反したとき
 - ② 前号のほか保証依頼人の信用状態に著しい変化が生じるなど、借入金の元金・利息(損害金を含む)の支払いができなくなると当社が認める相当の事由が生じたとき
2. 当社が前項により事前求償権を行使する場合には、保証依頼人は民法第 461 条にもとづく抗弁権を主張しないものとします。ただし、保証依頼人が事前求償債務を履行した場合には、当社は遅滞なくその保証債務を履行します。

第 6 条(保証終了の申し出)

保証依頼人が以下の各号の一つにでも該当したときは、いつでも当社は保証の解約を銀行に申し出ることができるものとします。

- ① 原契約で定める期限の利益喪失事由が生じたとき
- ② 前条第1項各号に該当したとき
- ③ 前各号の他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第7条(弁済の充当順序)

1. 保証依頼人の弁済した金額が、本約款に基づく当社に対する求償債務・損害金その他の債務の全額を消滅させるに足りないときは、当社が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。
2. 保証依頼人が当社に対し本約款による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、保証依頼人の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、当社が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

第8条(通知)

1. 保証依頼人は、住所・氏名の変更、または勤務先の変動があったときは、ただちに書面によって当社に通知するものとします。
2. 前項のほか、保証依頼人の信用状態に著しい変化が生じる等当社の求償権行使に影響ある事態が発生したときは、保証依頼人はただちに書面によって通知するものとします。
3. 第1項の通知を怠るなど保証依頼人の責めに帰すべき事由により、当社からなされた通知または送付された資料が延着もしくは到達しなかった場合、または保証依頼人がこれを受領しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第9条(調査協力)

保証依頼人は、銀行に対する借入金の返済、または当社に対する求償債務の履行を完了するまでは、当社が将来取得しうる求償権または求償権の保全のため、当社が必要と認めて請求した場合は、調査に必要な便益の提供、または求められた資料の提出にただちに応じ、調査に協力するものとします。

第10条(公正証書の作成)

保証依頼人は当社の請求あるときは、ただちに公証人に委嘱して、本約款に基づく金銭債務の履行について強制執行の認諾ある公正証書を作成するため必要な手続きをとるものとします。

第11条(担保・保証人)

当社が債権保全のため必要と認め請求したときは、ただちに当社の承認する担保を差し入れ、または連帯保証人をたてるものとします。

第12条(費用負担)

当社が求償権の保全ならびに行使、または担保の取得・取立もしくは処分に要した費用は、すべて保証依頼人が負担するものとします。

第13条(危険負担・免責条項)

1. 事変・災害等当社の責めに帰すことのできない事情によって契約書その他の書類が紛失・滅失または損傷した場合には、保証依頼人は当社の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。
2. 当社が、契約書等の印影をクイッキー取引約定書兼保証委託契約書に押印された印影と相当の注意をもって照合し、相違

ないと認めて取引したときは、契約書・印章等について偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は保証依頼人の負担とし、保証依頼人は契約書等の記載文言にしたがって責任を負います。

第 14 条(管轄裁判所の合意)

この約定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以上